

加古川市遊休農地解消支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、農地の遊休化の未然防止又は遊休農地の解消を図るため、予算の範囲内で補助金を交付することについて、加古川市補助金等交付規則（昭和61年12月1日規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類等)

第2条 補助金の種類、範囲及び額は、別表1に掲げるとおりとする。

(交付申請)

第3条 この要綱に基づく補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）を、市長が指定する期日までに提出しなければならない。

(実績報告)

第4条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、事業完了後速やかに補助事業実績報告書（様式第2号）に別表2に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。補助金の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(補助金確定通知書の省略)

第5条 市長は、規則第15条の規定により確定した補助金の額が交付決定額と同額であるときは、補助金確定通知書を省略することができる。

(補助金請求)

第6条 補助事業者は、規則第17条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、速やかに補助金請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和6年3月31日を以ってその効力を失う。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

【別表1】（第2条関係）

補助金の種類	性質	事業費補助
	目的	農地の遊休化の防止、遊休農地の解消を図るため。
補助金の範囲	対象となる者	市内の農業団体又は集落営農組織
	対象となる事業	<p>(1) 景観形成作物の栽培 加古川市内の農地で景観形成作物を年度内に栽培すること。</p> <p>(2) 緑肥作物の栽培 加古川市内の農地で緑肥作物を年度内に栽培すること。</p> <p>(1)(2) 同一ほ場で同一区分の作物を2回以上作付する場合でも一つの取組みとし、ほ場単位での助成とする。</p>
補助金の額	<p>品目ごとの種の購入代金と、下記(1)(2)の単価で算出した金額のいずれか低い額とする。 単価は予算の範囲内で減額調整するものとする。 100円未満は切り捨てるものとする。</p>	
	(1) 景観形成作物の栽培	<p>(1) - 1 コスモス 400円/a</p> <p>(1) - 2 そば 210円/a</p> <p>(1) - 3 その他の作物 140円/a</p>
	(2) 緑肥作物の栽培	<p>れんげ・ヘアリーベッチ等 100円/a</p>

【別表2】（第4条関係）

実績報告書添付書類	<p>(1) 景観形成作物</p> <ul style="list-style-type: none">①種子を購入したことが確認できる書類②播種時、発芽時、または開花時、いずれかの写真 <p>(2) 緑肥作物</p> <ul style="list-style-type: none">①種子を購入したことが確認できる書類②播種時、発芽時、または開花時、いずれかの写真
-----------	---